

令和6年度八千代市介護保険サービス事業者等指導監督実施方針

1 実施方針

(1) 指導について

介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬に関する事項について、周知徹底を図るとともに、法令・通知等に照らし、改善の必要があると認められる事項について、適切な助言及び指導を行う

(2) 監査について

指定基準違反、不正請求、不正の手段による指定及び高齢者虐待等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採るために監査を行う

2 指導の実施時期について

(1) 集団指導

年度内に1回以上行うものとする

(2) 運営指導

通年で実施する

3 運営指導について

(1) 実施通知

運営指導を実施する場合は、対象の介護サービス事業所等に連絡を行い、日程調整を図ったうえで、実施の1か月前までに文書により通知する

(2) 実施方法

運営指導は、実施通知において作成を指示した調書の提出を受け、調書及び関係書類を確認し、管理者及び関係職員との面談方式により実施する

(3) 結果の通知

運営指導を行った日から、概ね2週間以内に文書により通知する

(4) 改善報告書の提出

文書等で指導した事項については、指導結果の通知に示す期限までに、その改善状況の報告を求めるものとする

4 指導の重点項目

(1) 人員基準

人員基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか（資格の有無、勤務実績等）

(2) 運営基準

利用者に対し、アセスメントやモニタリングを適切に実施してサービス計画を作成し、サービス計画の見直し及び記録等が実態に即して処理されているか

(3) 介護報酬関係

介護報酬算定に関する告示を適切に理解し、加算・減算等の基準に沿って適切に介護報酬が請求されているか

(4) 報酬改定関係

令和6年度介護報酬改定に関する省令及び告示の改正内容を適切に理解し、基準に沿った運営、加算・減算等の基準に沿って適切に介護報酬が請求されているか

5 運営指導事業所の選定方法

(1) 指定（更新）後、運営指導を行っていない事業所

(2) 前年度の運営指導の結果、文書指導が行われたもののうち、今年度も運営指導が必要と認められる事業所

(3) 前年度及び前々年度において運営指導を行っていない事業所

(4) その他運営指導が必要と認められる事業所